

本会議における質問の取扱いについて（新旧対照表）

新	旧
<p>4 発言通告 質問の通告は、原則として質問日の休日を除く<u>3</u> <u>日前の午後5時</u>までに議長あて行うものとする。</p>	<p>4 発言通告 質問の通告は、原則として質問日の休日を除く<u>2</u> <u>日前</u>までに議長あて行うものとする。<u>ただし、一般質</u> <u>問の通告については、質問日の休日を除く3日前まで</u> <u>に議長あてに行うものとする。</u></p>